

市報第8号

平成23年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成23年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

平成24年9月6日

横浜市長 林 文子

平成23年度横浜市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
3 市民費	2 地域行政費	旧横浜市総合福祉センター解体事業	円 25,941,409	円 17,201,709	円 8,739,700	円 -
4 こども 青少年費	2 子育て 支援費	市立保育所の更なる活用による待機児童解消事業	23,992,500	16,869,000	7,123,500	-
5 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	旧横浜市総合福祉センター解体事業	106,778,591	70,785,291	35,993,300	-
5 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	特別養護老人ホーム整備事業	25,984,000	-	25,984,000	-
5 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	地域福祉・交流拠点モデル事業	55,515,000	7,500,000	48,015,000	-
10 都市整備費	1 都市整備費	長津田駅北口地区市街地再開発事業	12,000,000	-	12,000,000	-
11 道路費	1 道路維持 管理費	道路等維持事業	32,918,550	21,942,000	10,976,550	-
11 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	286,002,564	228,800,564	57,202,000	-
12 港湾費	1 港湾管理費	機械関係修繕事業	15,078,000	-	15,078,000	-
12 港湾費	1 港湾管理費	港湾施設等復旧事業	77,712,600	27,112,000	50,600,600	-
13 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	58,969,830	-	58,969,830	-
13 消防費	1 消防費	災害対策備蓄事業	60,769,800	-	60,769,800	-
16 諸支出金	1 特別会計 繰出金	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業	234,734,575	187,787,575	46,947,000	-
一般会計計			1,016,397,419	577,998,139	438,399,280	-

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 8,739,700	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 8,739,700	支障物件の撤去等に日時を要したため
7,123,500	7,000,000	-	-	-	-	123,500	関係者との調整に日時を要したため
35,993,300	-	-	-	-	-	35,993,300	支障物件の撤去等に日時を要したため
25,984,000	-	-	-	-	-	25,984,000	支障物件の撤去に日時を要したため
48,015,000	-	48,015,000	-	-	-	-	関係機関との調整等に日時を要したため
12,000,000	12,000,000	-	-	-	-	-	地権者との調整に日時を要したため
10,976,550	10,190,100	-	-	-	-	786,450	先行工事の遅れに伴い工事が遅延したこと等のため
57,202,000	25,740,900	31,461,100	-	-	-	-	補償物件の移転に日時を要したため
15,078,000	-	-	-	-	-	15,078,000	関係者との調整等に日時を要したため
50,600,600	-	-	-	-	-	50,600,600	先行工事の遅れに伴い工事が遅延したため
58,969,830	57,000,000	-	-	-	-	1,969,830	製造工程の遅れに伴い納入が遅延したため
60,769,800	-	-	-	-	-	60,769,800	物資調達の遅れに伴い納入が遅延したため
46,947,000	23,473,500	23,473,500	-	-	-	-	関係機関との調整に日時を要したため
438,399,280	135,404,500	102,949,600	-	-	-	200,045,180	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(市街地開発事業費会計)						
1 市街地開発 事業費	1 事業費	戸塚駅前地区中央 土地区画整理事業	円 234,734,575	円 187,787,575	円 46,947,000	円 -

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 46,947,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 46,947,000	関係機関との調整に日時を要したため

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条（第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条（第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。